

あなたのお店のレジを替えますか？



軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）に関するお知らせです

	【A型】複数税率対応レジの導入等支援	【B型】受発注システムの改修等支援
概要	○複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援	○電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援
対象者	○消費税8%と10%の売上が混在する中小企業者（8%対象品）飲食料品、テイクアウト・宅配等 なお、飲食料品の内、酒類、外食及びケータリング等は10%となります。	
補助率	○原則2/3 ※導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合3/4 ※タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）	○2/3
補助額上限	○レジ1台あたり上限20万円 ※新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円まで加算 ※複数台数申請等については、1事業者あたりの上限は200万円	○小売事業者等の発注システムの場合 上限1000万円 ○卸売事業者等の受注システムの場合 上限150万円 ※両方の改修・入替が必要な場合 上限1000万円
補助対象	○レジ本体 ○レジ機能に直結する付属機器（レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・決済端末及びリーダー・カスタマーディスプレイ・ルーター・サーバ） ○機器設置に要する費用（運搬費含む） ○商品マスタの設定費用等 ※リースによる導入も補助対象 ※レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含む ※具体的な対象機種等は、ホームページで公表	○複数税率対応に伴う電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ○現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ○電子的受発注に必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は、補助対象 ※受発注等の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、その範囲で支援対象 ※リースによる導入も補助対象
申請支援等	○申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する メーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能 ○基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能	○専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ 事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行う
申請のタイミング	○機器を導入・改修した後に申請（ 事後申請 ） ○申請は随時受付（平成30年1月31日までに申請）	○システム改修・入替の前に交付申請が必要（ 交付決定以前に作業着手した場合は、補助対象にならない ） ○申請は随時受付。ただし、平成30年1月31日までに事業完了が必要

※国の予算がなくなり次第終了となりますので、申請をされる前に補助金事務局ホームページにて確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら各販売店又は、以下の《お問い合わせ先》にご連絡ください。

《お問い合わせ先》

補助金事務局コールセンター（申請者向け窓口） 受付時間：平日9時～17時（通話料有料）

TEL 0570-081-222 IP電話の場合は 03-6627-1317

補助金事務局ホームページURL <http://www.kzt-hojo.jp>

本巣市商工会 TEL 058-323-1010